

貨物自動車運送事業法第24条の3及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8に基づき、
当社の「輸送の安全」に係る事項を下記の通り公表する。

平成30年7月6日

西濃運輸株式会社

- 輸送の安全に関する基本的な方針・目標及びその達成状況
 - ① 安全方針
「物流を通じて、お客様に喜んで頂ける最高のサービスを常に提供し、国家社会に貢献する。
企業市民として常に安全を最優先に、環境問題にも積極的に取組む姿勢を基本とする。」
 - ② 基本目標
『全員に対する継続的かつ計画的な指導ならびに安全活動の実施』で、事故ゼロ。
 - ③ 行動の基本
安全第一・基本に忠実・確認の励行
 - ④ 達成状況 平成29年度（3月末現在）
121事業所、8,271人に対する指導の実施
- 事故に関する統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）
平成29年度（5件） *事故の形態（衝突4件、後突人身1件）
- 平成29年度の行政処分
年度中の行政処分はありませんでした
- 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
 - ① 事故ゼロ運動「カンガルー運動」の展開
 - ② 事業所単位で、年度「安全指導計画」を策定
安全風土構築委員会を事業所単位に設置、月々の安全活動を実施
 - ③ 社内外の専門講師による、安全講習会の実施
 - ④ 乗務社員全員へ、家族写真添付の「家族カード」の配布
 - ⑤ 安全機材の継続（バックカメラ、衝突被害軽減装置、デジタコ・ドラレコ複合機）
 - ⑥ 健康管理（乗務の可否を判断する制度・仕組みについて）の実施
 - ⑦ 指導・教育の一環として、ドライバーコンテストへの参加
 - ⑧ インストラクター制度の導入による「運転の基本」の指導
 - ⑨ 新入社員研修会の開催
 - ⑩ エコ安全ドライブ5か条（ふんわりアクセルeスタート・早めのアクセルオフ・加減速の少ない運転・車間距離は余裕を持つ・タイヤの空気圧をこまめにチェック）の実践
- 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
 - * 事故発生に対しては、社内所定の報告書により本社統括部門に連絡、その情報については電子帳票にて各事業所に情報として配信、安全教育教材として活用。
 - * 組織体制は、安全管理規程内に記載。
- 輸送の安全に関する教育および研修計画
 - ① 年度計画による教育の実施
 - ② 事故再発防止研修会
 - ③ 整備管理者研修会
 - ④ 運行管理者研修会
 - ⑤ 専任安全インストラクターによる、プロドライバー研修会他各種研修会
- 輸送の安全に係る内部監査の結果と、それに基づき講じた措置と講じようとする措置内容
 - * 経営管理部門に対する、内部監査を11月に実施
- 安全統括管理者
専務取締役 小森 紳司
 - [安全管理規程](#)（PDFファイルにて添付）